

議案第三号

港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年港区条例第二十号）の
一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「二十四万九千円」を「四十一万四千八百円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

児童相談所の設置準備に係る体制の強化として会計年度任用職員を任用することに伴い、報酬額の上限を引き上げるため、本案を提出いたします。